

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《田村市-大熊町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・ 田村市において、船引町に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 500 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、大熊町が約 60 人、葛尾村が約 100 人、富岡町が約 80 人。（平成 26 年 4 月 24 日時点）
- ・ 応急仮設住宅入居（約 500 人）の割合は、建設分が約 2 割、民間賃貸住宅分が約 8 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅（建設分）の入居状況】

（平成 26 年 4 月 24 日時点）

入居市町村	所在地（団地名）	設置戸数	入居戸数	入居者数
大熊町	船引町船引 御前池公園グラウンド	44	15	32
富岡町	船引町文珠 田村市船引文珠グループホーム	20	20	28
川内村	船引町文珠 田村市船引文珠グループホーム	30	30	35
計		94	65	95

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）契約及び入居状況】

（平成 26 年 4 月 24 日時）

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
田村市	-※	-※	浪江町	14	27
南相馬市	6	10	楢葉町	5	8
川俣町	3	5	葛尾村	39	107
飯館村	6	14	川内村	34	81
大熊町	13	20	双葉町	11	15
富岡町	25	49	計	156	336

※上記のほか、田村市においては市内での避難者がいる。（都路地区から船引地区へ など）

＜公共施設の受け入れ＞

- ・ 避難元市町村の公共施設等の立地はない。

2. 生活拠点の形成に向けた基本的考え方

（1）復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ 田村市における復興公営住宅整備について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」に基づき整備を行うこととし、市が保有する船引町の用地を活用し、平成 27 年度の入居を目指し、18 戸の整備を行う。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、コミュニティ集会室等

を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。

- ・復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度
第一期	田村市船引町船引字石崎	福島県	18 戸	一戸建	H27 年度
合計		—	18 戸	—	—

(2) 役場機能

- ・大熊町の役場機能として、中通り連絡事務所（所在地：二本松市金色 421-10）の役場機能を維持し、田村市に避難している町民の行政サービスを実施。

(3) 関連基盤

＜教育機関＞

- ・田村市立の小中学校等への区域外就学で引き続き対応する。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・田村市内の医療機関については、避難者の増加及び浜通りの医療機関の閉鎖のため、市内の医療機関は患者数が増加している状況であり、夜間の一次救急に対応するため田村地方夜間診療所を開設したが、二次医療機関の設置を検討するなど、医療の現場の状況把握に努める。
- ・田村市内の介護サービスについては、現在のところ、避難者の増加に伴う特段の支障は見受けられない状況であるが、引き続き介護の現場の状況把握に努める。

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、田村市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいのづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・大熊町においては、平成 24 年 10 月から被災者証明書に避難先住所を記入すること

により避難者の居所を証明する取組を独自に実施してきたところであるが、平成 25 年 3 月から は、当通知を踏まえ、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 26 年 4 月 30 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	265 人	777 枚	川内村	H25.4.1～	110 人	119 枚
田村市	H25.2.15～	55 人	55 枚	大熊町	H25.3.1～	2,934 人	3,558 枚
南相馬市	H25.2.15～	1,572 人	2,178 枚	双葉町	H25.2.1～	－	2,051 枚
川俣町	H25.2.12～	60 人	62 枚	浪江町	H25.3.1～	－	5,638 枚
広野町	H25.2.15～	154 人	177 枚	葛尾村	H25.2.1～	224 人	262 枚
楢葉町	H25.4.1～	1,021 人	1,021 枚	飯舘村	H25.2.15～	321 人	380 枚
富岡町	H25.4.1～	－	3,699 枚	計		(6,716 人)※	19,977 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。